# 税務訴訟資料 第260号-89 (順号11445)

福岡高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税等更正処分等取消請求控訴事件 国側当事者・国(福岡税務署長)

平成22年5月27日棄却・上告

(第一審·福岡地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号~第●●号、平成21年12月22日判決、本資料259号-240·順号11353)

判決

控 訴 人 株式会社A

同代表者代表取締役 甲

控 訴 人 株式会社B

同代表者代表取締役 乙

控 訴 人 株式会社C

同代表者代表取締役 丙

控 訴 人 株式会社D

同代表者代表取締役 丙

上記4名訴訟代理人弁護士 丸山 隆寛

桃原 健二

八重尾 龍

被控訴人

同代表者法務大臣 千葉 景子 処分行政庁 福岡税務署長

同指定代理人 早崎 裕子

坪田圭介伊藤彰松本秀一

岩元 亙

酒井 敏明

大里 正幸

河野 玲子

右近 秀二

主

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

- 第1 控訴の趣旨(略称等は原判決の例による。)
  - 1 原判決を取り消す。

### 2 控訴人A関係

- (1) 控訴人Aの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額708 7万2855円、納付すべき法人税額2235万8600円を超える部分及び過少申告加算税 賦課決定処分はこれを取り消す。
- (2) 控訴人Aの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額504 4万5362円、納付すべき法人税額1449万3400円を超える部分及び過少申告加算税 賦課決定処分はこれを取り消す。
- (3) 控訴人Aの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億1992万9542円、納付すべき法人税額3533万8600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (4) 控訴人Aの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額マイナス199万0492円及び納付すべき地方消費税額マイナス49万7623円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (5) 控訴人Aの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額670万2000円及び納付すべき地方消費税額167万5500円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (6) 控訴人Aの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額688万3600円及び納付すべき地方消費税額172万0900円を超える部分はこれを取り消す。

#### 3 控訴人B関係

- (1) 控訴人Bの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億0770万8916円、納付すべき法人税額3467万9700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (2) 控訴人Bの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額2億2084万4820円、納付すべき法人税額6561万3000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (3) 控訴人Bの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億4897万3284円、納付すべき法人税額4405万1200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (4) 控訴人Bの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの課税期間に係る消費税 及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち

納付すべき消費税額マイナス1472万5404円及び納付すべき地方消費税額マイナス368万1351円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

- (5) 控訴人Bの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1470万8800円及び納付すべき地方消費税額367万7200円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (6) 控訴人Bの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1512万8300円及び納付すべき地方消費税額378万2000円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

#### 4 控訴人C関係

- (1) 控訴人Cの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額870万7150円、納付すべき法人税額193万5000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (2) 控訴人Cの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億4045万7920円、納付すべき法人税額4149万6200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (3) 控訴人Cの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額4億5741万7179円、納付すべき法人税額1億3658万5000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (4) 控訴人Cの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額824万2400円及び納付すべき地方消費税額206万0600円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (5) 控訴人Cの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1808万8800円及び納付すべき地方消費税額452万2200円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (6) 控訴人Cの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1124万3900円及び納付すべき地方消費税額281万0900円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

### 5 控訴人D関係

(1) 控訴人Dの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分(ただし、平成18年11月29日付け異議決定による一部取消し後のもの)のうち、所得金額2135万7773円、納付すべき法人税額567万8300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこ

れを取り消す。

- (2) 控訴人Dの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億7147万4174円、納付すべき法人税額5671万5100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (3) 控訴人Dの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額338 3万2008円、納付すべき法人税額1020万6100円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分はこれを取り消す。
- (4) 福岡税務署長が控訴人Dに対して平成18年7月5日付で行った控訴人Dの平成16年1 0月1日から平成17年9月30日までの事業年度以降の法人税の青色申告承認取消処分は これを取り消す。
- (5) 控訴人Dの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1342万8500円及び納付すべき地方消費税額357万7100円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (6) 控訴人Dの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額461万0800円及び納付すべき地方消費税額115万2700円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- 6 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

- 1(1) 本件は、
  - ア 控訴人らが、①その区分所有する賃貸用マンション (本件各マンション) の各管理組合 (本件各管理組合) に対して支出した管理費及び修繕積立金 (本件管理費等) を、更に控訴人D については所有していたマンションの譲渡に係る固定資産売却損を、損金の額に算入して法人税の確定申告をし、また、②本件管理費等を課税仕入れとするなどして消費税及び地方消費税 (消費税等) の確定申告をしたところ、福岡税務署長が、①法人税については、本件管理費等のうち業務費用等及び修繕費用等に使用されていない剰余金並びに上記固定資産売却損は損金の額に算入されないとして、また、②消費税等については、本件管理費等はその全額が課税仕入れに該当しないなどとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を、更に控訴人Dについては重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、控訴人らが、上記各処分はいずれも違法であるとして、その取消しを求め、
  - イ 福岡税務署長が、控訴人Dが前記アのマンションの譲渡時期について仮装することにより、 課税期間において前記アの固定資産売却損が生じたかのように仮装し、これを損金の額に算 入して確定申告したことを理由に、同控訴人に対して青色申告承認取消処分をしたのに対し、 同控訴人が、同処分は違法であるとして、その取消しを求めた事案である。
  - (2) 原審は、前記(1)の処分はいずれも適法であるとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。
  - (3) 控訴人らは、これを不服として、控訴した。
- 2 事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概

要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 9頁25行目の冒頭に「1項、」を、10頁11行目の「2項」の次に「1号」を、14行目の「30条」の次に「2項2号、」を加え、21頁8行目の「平成15年」から9行目の「審査請求」までを「その余の審査請求」に改める。
- (2) 28頁16行目の「帳簿書類の虚偽記載」を「帳簿書類への虚偽記載」に、22行目及び 29頁4行目の「帳簿書類の虚偽記載」を「「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」」に改める。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、当審で取り調べた証拠を考慮に入れても、控訴人らの請求はいずれも理由がない ものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第 3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
  - (1) 41頁7行目の「なっている」の次に「(甲A17号証の1から20までの各2によれば、 平成20年から平成21年にかけても同様の傾向であることが認められる。)」を加え、42頁 19行目から43頁10行目までを次のとおり改め、11行目の「修繕積立金」を「本件修繕 積立金」に改める。「 証拠(甲A18の3の1から6まで)及び弁論の全趣旨によれば、多 くのマンション管理組合において、修繕積立金について、管理費とは別に貸借対照表及び収支 計算書等が作成されている上、その大部分が修繕等の費用に充てられ又は預金されていること が認められる。

これに対して、本件修繕積立金のうち実際に修繕等の費用に充てられなかった剰余金は、本件管理費のうちの剰余金と共に、その大部分が本件各管理組合の資産としてFに対して無利息で貸し付けられたものである。このような本件修繕積立金の使途等に照らすと、本件修繕積立金のうち実際に修繕等の費用に充てられなかった剰余金相当額については、法人税法22条3項2号にいう「償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないもの」に当たるというべきである。」

- (2) 47頁18行目の「乙二2」を「乙二9」に改め、50頁22行目の次に改行のうえ次のとおり加える。
  - 「なお、控訴人Dは、当審において、平成17年8月31日付けのEに係る不動産鑑定評価書(甲ニ30)を提出する。しかしながら、同控訴人が同年9月期に譲渡したと主張する他の不動産(甲ニ23の1、2)に係る不動産鑑定評価書(甲ニ31の1から9まで)の中には、同年5月31日付けのものが5通、同年11月30日付けのものが4通あること、本件譲渡の価額は固定資産税評価額を基に決められたこと(乙ニ2、4)などに照らすと、Eに係る不動産鑑定評価書が同年9月28日より前に作成されたことは前記認定判断を何ら左右しない。」
- (3)  $52頁7行目の「解されている」を「解するのが相当である」に改め、<math>56頁5行目の「1項」の次に「1号」を加え、<math>59頁5\cdot 6行目の「解されている」を「解するのが相当である」に改める。$
- 2 よって、原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判 決する。

福岡高等裁判所第1民事部 裁判長裁判官 古賀 寛 裁判官 川野 雅樹裁判官 齋藤 毅